



今年の税制改正により源泉徴収票の提出手続きに見直しがあったのですが、詳しい内容を教えてください。



従来では、源泉徴収票は市区町村と税務署のどちらにも提出が必要でしたが、今回の改正により令和9年以降は税務署への提出作業が不要になりました。詳しくは以下の概要をご覧ください。

●改正概要●

各種手続きの簡素化

①給与等の支払いをする者が、**市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合**には、その報告書に記載された給与等について税務署長に**給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされる**。

②上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の帳への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与とする。

③公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の処置を講ずる

改正前	改正後
<p><税務署に源泉徴収票の提出が必要となる場合></p> <p>「年末調整した者」 ①法人の役員で150万を超える給与がある ②それ以外で500万を超える給与がある</p> <p>「年末調整していない者」 ①扶養控除申告書を提出しており、2000万を超える給与がある ②扶養控除申告書を提出している退職者や災害被害で源泉徴収猶予を受けた者の内、250万を超える給与がある ただし、法人の役員については50万を超える者</p> <p>※市区町村への提出とは別に、事業者による税務署への提出が別途必要</p>	<p><税務署に源泉徴収票の提出が必要となる場合></p> <p>給与等の支払金額が30万円以下である退職者を除いたすべての給与支給者 （市区町村への給与支払報告書提出と同要件）</p> <p>※市区町村へ提出したすべての給与所得の源泉徴収票は税務署へ自動的に提出されるため、市区町村への提出にて事業者側の作業は完了となる。</p>

令和9年1月1日以後に提出すべき源泉徴収票(令和8年度給与分)について適用



POINT



提出の手間はなくなりますが、税務署には提出されないというわけではなく、市区町村に提出した給与所得の源泉徴収票すべてが税務署に提出した扱いになる点については注意が必要です。

執筆者：清水